

公益財団法人やまぐち農林振興公社役員等の報酬等及び  
費用弁償に関する規程

(平成25年4月1日)

改正 平成26年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）の定款第17条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第29条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条第1項に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通信費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、前号に定める報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員等には、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬及び期末手当（賞与）
  - (2) 非常勤役員 報酬
  - (3) 評議員 報酬
- 2 前項の規定にかかわらず、山口県の職員である非常勤役員及び評議員に対する報酬は、これを支給しないものとする。
- 3 役員等には、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

**第4条** 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬  
別表第1に定める額の範囲内で、当該役員の職務、資格、経歴等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て決定する額
  - (2) 期末手当  
別表第2に定める算式により算出される額の範囲内で、同表の算式における支給割合については、6月支給にあつては100分の180、12月支給にあつては100分の180の範囲内において、理事長が理事会の承認を得て決定する額
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、日額 9,200円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、日額 9,200円とする。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法その他報酬等の支給の取扱いについては、別に定める公益財団法人やまぐち農林振興公社給与規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、会議出席や監査等職務遂行の都度、支給する。この場合、報酬は、通貨をもって本人に直接その全額を支給する。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額を、控除して支給する。また、本人の申出により口座振替の方法により支給することができる。

(費用弁償)

**第6条** 役員等の費用弁償の額は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号。以下「旅費条例」という。）に規定する一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）第4条第1項第1号の行政職給料表の7級以上の職務にある者に支給される旅費相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費条例の適用を受ける県職員の旅費の支給の例による。

(公表)

**第7条** 公社は、この規程をもって、認定法第20条第1項の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(委任)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(常勤役員の報酬の特例)

2 常勤役員の報酬は、当分の間においては、第3条及び第4条の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める報酬月額から、その額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、常勤役員の期末手当の算出の基礎となる報酬月額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める報酬月額とする。

附 則（平成26年4月1日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
2 附則の（常勤役員の報酬の特例）は廃止する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

[別表第1] 常勤役員の報酬月額（第3条、第4条関係）

（単位；円）

区 分	報酬月額
第1号	314,000
第2号	306,000
第3号	298,000
第4号	286,000
第5号	278,000
第6号	270,000

[別表第2] 常勤役員の期末手当（賞与）の額（第3条、第4条関係）

$(\text{報酬月額} + (\text{報酬月額} \times 30/100)) \times \text{支給割合} \times \text{在職期間率}$

基準日、支給日、在職期間率、支給方法その他支給に関する取扱いについては、別に定める公益財団法人やまぐち農林振興公社給与規程に準ずる。